



発行 新潟県

第 21 号

平成27年3月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

- 2 新潟県文書規程の一部改正（法務文書課）

告 示

- 304 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 305 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 306 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 307 保安林の指定解除予定（治山課）
- 308 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 309 基本測量の実施通知（監理課）
- 310 公共測量の終了通知（監理課）
- 311 公共測量の終了通知（監理課）
- 312 道路の区域変更（道路管理課）
- 313 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 314 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 315 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 一般競争入札の実施（知事部局広報広聴課）
- 特定調達契約の落札者等（医務薬事課）

選挙管理委員会告示

- 10 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 11 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 12 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 13 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）
- 14 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 6 警備業法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）

正 誤

- 平成27年3月10日付け県報第19号主要目次及び本文中（選挙管理委員会）



◎新潟県訓令第 2 号

本 庁
地 域 機 関

新潟県文書規程（昭和60年 3月新潟県訓令第 2号）の一部を次のように改正し、平成27年 4月 1日から実施する。ただし、解散した特例民法法人の残余財産の処分の許可については、なお従前の例による。

平成27年 3月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																										
(法務文書課長への合議) 第26条 起案書のうち次に掲げるものは、法務文書課長に合議しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>削除</u> (8)～(10) (略) 別表第 2（第65条関係） <table border="1"> <thead> <tr><th>記 号</th><th>課 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>県 生</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>新 暮</td><td>新潟暮らし推進課</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>医</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>基 整</td><td>基幹病院整備室</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>商 地</td><td>商業・地場産業振興課</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	記 号	課 名	(略)		県 生	(略)	新 暮	新潟暮らし推進課	(略)		(略)		医	(略)	基 整	基幹病院整備室	(略)		商 地	商業・地場産業振興課	(略)		(法務文書課長への合議) 第26条 起案書のうち次に掲げるものは、法務文書課長に合議しなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>特例民法法人の合併の認可、定款の変更、解散の命令等に関するもの</u> (8)～(10) (略) 別表第 2（第65条関係） <table border="1"> <thead> <tr><th>記 号</th><th>課 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>県 生</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>広 支</td><td>広域支援対策課</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>医</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> <tr><td>商 振</td><td>商業振興課</td></tr> <tr><td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	記 号	課 名	(略)		県 生	(略)	(略)		広 支	広域支援対策課	(略)		医	(略)	(略)		商 振	商業振興課	(略)	
記 号	課 名																																										
(略)																																											
県 生	(略)																																										
新 暮	新潟暮らし推進課																																										
(略)																																											
(略)																																											
医	(略)																																										
基 整	基幹病院整備室																																										
(略)																																											
商 地	商業・地場産業振興課																																										
(略)																																											
記 号	課 名																																										
(略)																																											
県 生	(略)																																										
(略)																																											
広 支	広域支援対策課																																										
(略)																																											
医	(略)																																										
(略)																																											
商 振	商業振興課																																										
(略)																																											

告 示

◎新潟県告示第304号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8号）第 1条に規定する救急病院である。

平成27年 3月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 県立がんセンター新潟病院
- 2 所 在 地 新潟市中央区川岸町 2丁目15番地 3
- 3 有効期間 平成27年 3月30日から
平成30年 3月29日まで

◎新潟県告示第305号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 下越病院
- 2 所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1
- 3 有効期間 平成27年5月1日から
平成30年4月30日まで

◎新潟県告示第306号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 信楽園病院
- 2 所在地 新潟市西区新通南3丁目3番11号
- 3 有効期間 平成27年5月1日から
平成30年4月30日まで

◎新潟県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市大栃山字黒又山1366（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
滝谷	長岡市	経営体育成基盤整備事業（面的集積型）	平成27年2月19日

◎新潟県告示第309号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地区情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

◎新潟県告示第310号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(十日町地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 当間地区(上村換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成26年9月1日から平成27年2月13日まで
- 3 作業地域 十日町市当間 地内

◎新潟県告示第311号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(十日町地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 津南地区(赤沢換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成26年9月9日から平成27年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字赤沢 ほか 地内

◎新潟県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市片野尾字風嶋 398 番 13 から	新	24.0~32.4メートル	27.1メートル
同市片野尾字風嶋398番13まで	旧	24.0~32.4メートル	27.1メートル

◎新潟県告示第313号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年3月17日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成27年3月2日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
糸魚川市東寺町3丁目90番2の内、 100番1の内、104番2の内	5.68	39.50

◎新潟県告示第314号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 村上都市計画下水道
名称 村上市公共下水道（村上処理区）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
糸魚川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
(2) 名称 糸魚川市公共下水道（糸魚川処理区）
- 3 事業施行期間
昭和59年2月28日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全戸配布広報紙「県民だより」新聞折込業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年3月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (2) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - (3) 履行場所
新潟県庁
 - (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。
- (7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
- (8) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局広報広聴課広報係

電話番号 025-280-5014(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成27年3月25日まで上記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札の日時及び場所

平成27年4月1日(水) 午後2時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金は入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に年間折込見込み部数2,208,800部(春号発行予定(552,200部)×4回)を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第43条第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を3月27日(金)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 本業務は平成27年度新潟県予算成立後に実施が確定するため、内容等が変更となる可能性がある。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月17日

新潟県魚沼基幹病院事業

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

- (1) 什器(ナースカート等) 一式

- (2) 什器(診察机等) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県福祉保健部医務薬事課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成27年3月4日
- 6 落札者の氏名及び住所
 - (1) 上記1(1)について
株式会社滝沢印刷
新潟県十日町市本町2丁目325-2
 - (2) 上記1(2)について
株式会社日青堂
新潟県新潟市東区卸新町2丁目848-11
- 7 落札価格
 - (1) 上記1(1)について
21,222,000円
 - (2) 上記1(2)について
12,817,278円
- 8 入札公告日
平成27年2月6日
- 9 落札方法
最低価格

選挙管理委員会告示

新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年3月11日付け新潟県選挙管理委員会告示第6号の一部を次のとおり改める。

平成27年3月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成27年1月28日

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部

(報告年月日平成24年3月30日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	272,638 円	231,978 円
本年收入額	272,638 円	231,978 円
2 支出総額	272,638 円	231,978 円
3 本年收入の内訳		
借入金	227,438 円	186,778 円
美濃欣之	227,438 円	186,778 円
合 計	272,638 円	231,978 円
5 支出の内訳		
政治活動費	63,330 円	22,670 円
組織活動費	63,160 円	22,500 円
合 計	272,638 円	231,978 円

新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年3月11日付け新潟県選挙管理委員会告示第7号の一部を次のとおり改める。

平成27年3月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成27年1月28日

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部

(報告年月日平成25年2月14日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	2,021,344 円	2,027,842 円
本年收入額	2,021,344 円	2,027,842 円
2 支出総額	2,002,496 円	2,008,994 円
3 本年收入の内訳		
借入金	698,944 円	705,442 円
美濃欣之	698,944 円	705,442 円
合 計	2,021,344 円	2,027,842 円
5 支出の内訳		
政治活動費	1,603,921 円	1,610,419 円
組織活動費	540,681 円	547,179 円
合 計	2,002,496 円	2,008,994 円

新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成26年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第40号の一部を次のとおり改める。

平成27年3月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成27年1月28日

政治団体の名称 自由民主党新潟県新潟市中央区第二支部

(報告年月日平成26年2月17日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	1,146,594 円	657,457 円
本年收入額	1,127,746 円	638,609 円
2 支出総額	1,107,346 円	618,209 円
3 本年收入の内訳		
借入金	1,007,346 円	518,209 円
美濃欣之	1,007,346 円	518,209 円
合 計	1,127,746 円	638,609 円
5 支出の内訳		
経常経費	374,119 円	141,586 円
備品・消耗品費	374,119 円	141,586 円
政治活動費	733,227 円	476,623 円
組織活動費	530,563 円	433,760 円
機関紙誌の発行その他の事業費	160,689 円	20,653 円
機関紙誌の発行事業費	160,689 円	20,653 円
調査研究費	41,975 円	22,210 円
合 計	1,107,346 円	618,209 円

6 資産等の内訳 借入金 (借入先) (借入残高)	美濃欣之 1,933,728 円	
------------------------------------	---------------------	--

訂正報告年月日 平成27年2月17日

政治団体の名称 石塚健政会

(報告年月日平成26年7月9日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	2,019,350 円	5,043,411 円
前年繰越額	350 円	145,411 円
本年収入額	2,019,000 円	4,898,000 円
2 支出総額	2,019,346 円	4,959,731 円
3 本年収入の内訳		
寄附(内訳別掲)	621,000 円	3,500,000 円
個人からの寄附	621,000 円	3,500,000 円
合 計	2,019,000 円	4,898,000 円
4 寄附の内訳		
個人からの寄附 (金額)	621,000 円	3,500,000 円
小 計	621,000 円	3,500,000 円
5 支出の内訳		
経常経費	1,944,550 円	3,970,384 円
人件費	1,000,000 円	2,000,000 円
光熱水費	48,200 円	96,400 円
備品・消耗品費	376,875 円	661,595 円
事務所費	519,475 円	1,212,389 円
政治活動費	74,796 円	989,347 円
機関紙誌の発行その他の事業費		198,977 円
宣伝事業費		198,977 円
調査研究費	74,796 円	790,370 円
合 計	2,019,346 円	4,959,731 円

新潟県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成25年11月22日付け新潟県選挙管理委員会告示第67号の一部を次のとおり改める。

平成27年3月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成27年2月17日

政治団体の名称 石塚健政会

(報告年月日平成25年3月5日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	1,959,983 円	4,025,519 円
前年繰越額	983 円	146,519 円
本年収入額	1,959,000 円	3,879,000 円
2 支出総額	1,959,633 円	3,880,108 円
3 本年収入の内訳		
寄附(内訳別掲)	480,000 円	2,400,000 円
個人からの寄附	480,000 円	2,400,000 円

合 計	1,959,000 円	3,879,000 円
4 寄附の内訳 個人からの寄附 (金額)	480,000 円	2,400,000 円
小 計	480,000 円	2,400,000 円
5 支出の内訳 経常経費	1,887,365 円	3,240,473 円
人件費	492,500 円	985,000 円
光熱水費	436,415 円	87,283 円
備品・消耗品費	319,137 円	553,183 円
事務所費	639,313 円	1,615,007 円
政治活動費	72,268 円	639,635 円
機関紙誌の発行その他の事業費		429,486 円
宣伝事業費		429,486 円
調査研究費	72,268 円	210,149 円
合 計	1,959,633 円	3,880,108 円

新潟県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、平成25年10月8日付け新潟県選挙管理委員会告示第57号の一部を次のとおり改める。

平成27年3月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

訂正報告年月日 平成27年2月17日

政治団体の名称 石塚健政会

(報告年月日平成25年3月5日) 中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	1,059,810 円	3,858,810 円
本年収入額	916,599 円	3,715,599 円
2 支出総額	1,058,827 円	3,712,291 円
3 本年収入の内訳 寄附（内訳別掲）	201,000 円	3,000,000 円
個人からの寄附	201,000 円	3,000,000 円
合 計	916,599 円	3,715,599 円
4 寄附の内訳 個人からの寄附 (金額)	201,000 円	3,000,000 円
小 計	201,000 円	3,000,000 円
5 支出の内訳 経常経費	974,212 円	2,831,186 円
人件費	235,000 円	470,000 円
光熱水費	29,524 円	59,049 円
備品・消耗品費	200,479 円	562,137 円
事務所費	509,209 円	1,740,000 円
政治活動費	84,615 円	881,105 円
機関紙誌の発行その他の事業費		852,182 円
宣伝事業費		852,182 円
調査研究費	84,615 円	28,923 円

合計	1,058,827 円	3,712,291 円
----	-------------	-------------

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月17日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（検定合格警備員の配置を要する交通誘導警備業務）</p> <p>第2条の2 規則第2条の表の6の項に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものは、別表第3に掲げる道路（新潟県内の区間に限る。）において行う交通誘導警備業務とする。</p> <p>別表第3（第2条の2関係）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>一般国道148号</u></p> <p>(10) <u>一般国道292号</u></p> <p>(11) <u>一般国道350号</u></p> <p>(12) <u>一般国道351号</u></p> <p>(13) <u>一般国道403号</u></p>	<p>（検定合格警備員の配置を要する交通誘導警備業務）</p> <p>第2条の2 規則第2条の表の5の項に規定する公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものは、別表第3に掲げる道路（新潟県内の区間に限る。）において行う交通誘導警備業務とする。</p> <p>別表第3（第2条の2関係）</p> <p>(1)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正は、公布の日から施行する。

正 誤

平成27年3月10日付け県報第19号主要目次及び本文において、新潟県選挙管理委員会告示第73号を第9号とする。